

いじめ防止等対策の取り組みについて

	項目	自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	年2回実施している教職員のいじめ防止等研修の中でいじめの定義を確認し、意識啓発を行っている。	今後も引き続き教員会議等で定期的に周知するとともに、教職員研修の機会を活用し、より一層の共通理解促進を図る。	—
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	定期的開催のほか、事案に応じて迅速に対応した。	今後も引き続き定期的に開催するほか、事案に応じて迅速に対応する。	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	年2回（7.1月）実施した。	今後も機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき実施する。令和5年度は、機構本部主催の研修動画等を活用し、年2回（7月、1月）実施した。	—
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	HP（米子高専いじめ防止計画）に記載し、周知している。	今後も教員会議等で定期的に周知していく。	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	令和4年度いじめ防止プログラムを策定し、周知した。	令和5年度いじめ防止プログラム（年間計画）を作成し、教職員へ周知した。学内のTeamsへ掲載し、常時確認できるようにしている。	令和5年6月
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合には、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	HP（米子高専いじめ防止計画）に記載し、周知している。また、学生面談実施の際にも改めて周知している。	今後も引き続き、教員会議や学生・保護者宛連絡、学生面談等で定期的に周知徹底する。	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	HP（米子高専いじめ防止計画）に記載し、周知した。実施に当たっての役割も定めている。	今後も引き続き、教員会議や教職員研修の機会を活用し、定期的に周知徹底する。	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員に共有できるようにしている。	共有できている。	今後も引き続き、いじめ早期発見・事案対処マニュアル等に従い、学校全体として緊密に連携協力しながら対応する体制を推進する。	—
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	いじめ対策委員会にて検証し、令和5年度のプログラムに反映している。	今後も引き続き、年度末に点検・検証し、翌年度のプログラムに反映する。	—
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	アンケートの実施や教職員間での情報共有を推進し、いじめの早期把握と防止に努めた。	今後も引き続きアンケートの実施や教職員間での情報共有を推進し、いじめの早期把握と防止に努める。	—
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	共有できている。	これまでも適宜情報共有を行ってきたところであるが、今年度、いじめ対策委員会の構成員として新たにスクールソーシャルワーカーを加えた。	令和5年12月
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	年2回（7.1月）実施した。	令和5年度は、鳥取県教育委員会からの派遣講師による講演等、年2回（7月、1月）実施した。	—
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	研修等を通して学生が理解を深めるための働きかけを行った。	今後も引き続き、研修等を通して学生が理解を深めるための働きかけを行うとともに、教職員の意識を高める取組を行う。	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	いじめ防止週間に、学生会から全学生に対していじめ防止の呼びかけを実施した。	今後も引き続き、学生会からの呼びかけを継続するとともに、学生間でいじめ防止について話し合うなどの取組を推進する。	—
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	いじめ防止週間の期間中などを利用して、いじめ防止の取組みや計画について書面やHP等で保護者に周知し、学校・保護者相互の連携・協力体制構築に理解を求めた。	今後も引き続き、いじめ防止週間の期間中などを利用して、いじめ防止の取組みや計画についてHPやメール等で保護者に周知し、学校・保護者相互の連携・協力体制構築に理解を求めていく。	—
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	被害者、加害者の双方の保護者とも連携を図り、学校全体としていじめの防止及び早期発見に取り組むことを周知徹底した。	今後も引き続き、被害者、加害者の双方の保護者とも連携を図り、学校全体としていじめの防止及び早期発見に取り組むことを周知徹底する。	—
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	年度末に開催される外部有識者からなる評議員会において、本校のいじめ防止計画等の取組みを説明し、連携協力体制の構築を図った。	外部有識者からなる評議員会などにおいて、本校のいじめ防止計画等の取組みを説明し、連携協力体制の構築を図っていく。	—
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報共有するなど、連携して対応する体制ができている。	いじめに関する事案以外でも日頃から連携がとれる体制を構築している。	いじめに関する事案以外でも日頃から連携がとれる体制が構築されている。今後も、日頃からの連携協力体制が維持できるように努める。	—